

# ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令及び ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部改正等について

令和 2 年 1 月  
消費・安全局植物防疫課

## 1 現行制度の概要

(1) 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)においては、有害動植物がまん延して、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合等において、駆除又はまん延防止の必要があるときは、農林水産大臣は、法第4章の規定により防除(以下「緊急防除」という。)を行うものとされており(法第17条第1項)、緊急防除を行うときは、①防除を行う区域及び期間、②有害動植物の種類、③防除の内容、④その他必要な事項を、緊急防除を行う30日前までに告示しなければならない(法第17条第2項)ものとされている。

また、この緊急防除を行うため必要な限度において、有害動植物が付着している植物等の移動禁止、消毒等の命令をすることができる(法第18条第1項)ものとされている。

(2) 世界的にばれいしょの重要害虫として知られるジャガイモシロシストセンチュウについては、平成27年8月、北海道網走市において我が国で初めて発生が確認されたことを受け、次の省令及び告示を定め、緊急防除を行ってきた。

① ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成28年農林水産省令第61号。以下「省令」という。)

② ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示(平成28年9月23日農林水産省告示第1827号。以下「告示」という。)

## 2 改正の内容

省令及び告示において、防除を行う期間(以下「防除期間」という。)及び防除を行う区域(以下「防除区域」という。)が定められており、防除期間は令和2年3月31日までとなっている。

本年、防除区域内において実施した調査において、防除区域の一部地域(北海道網走市北浜及び丸万並びに網走郡大空町東藻琴西倉)では検出されなかったものの、それ以外の地域では検出されたことから、

① 網走市北浜及び丸万並びに網走郡大空町東藻琴西倉を防除区域から除外するとともに、

② それ以外の地域では防除期間を6年間延長することとし、省令及び告示について所要の改正を行う。

## 3 今後のスケジュール

公布 令和2年2月下旬

施行 平成2年4月1日